



個人起点でのデータ共有促進に向けた取組と考察 -情報信託機能（情報銀行）と「データ仲介者」について-

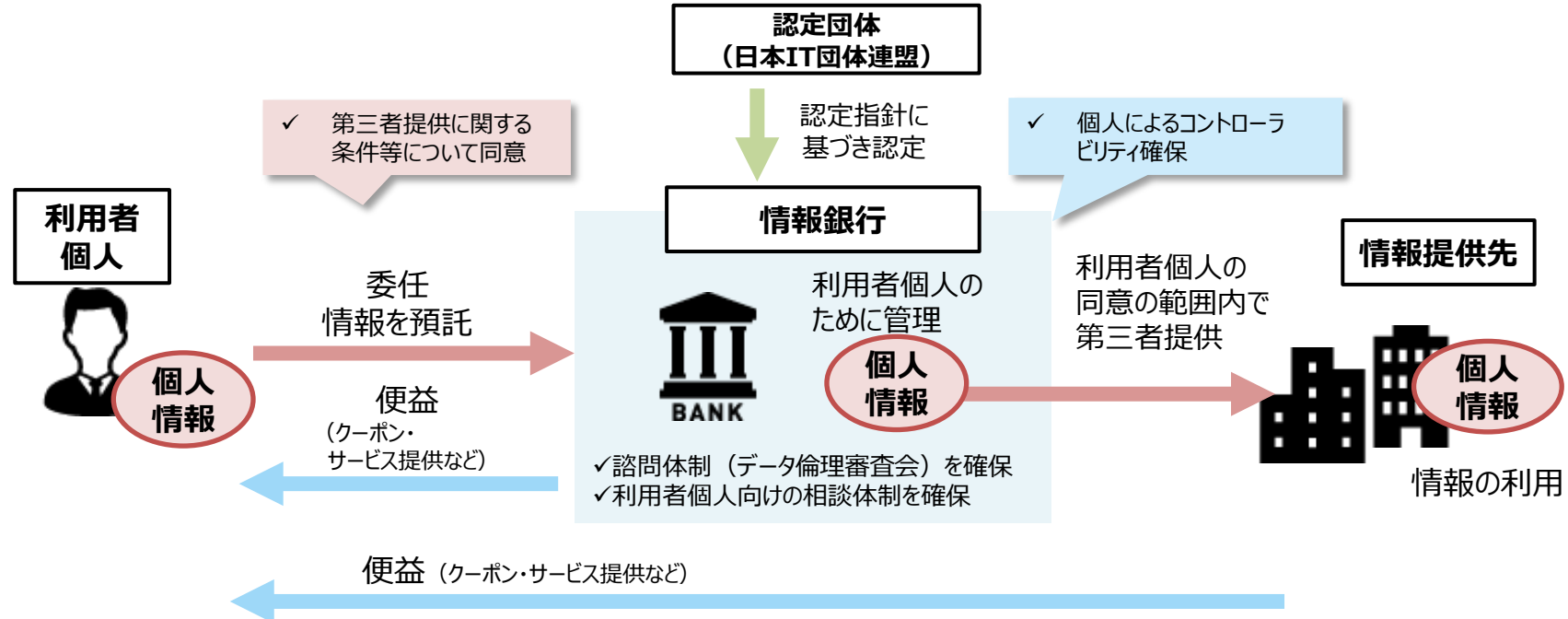
令和7年4月24日

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室

1. 「情報信託機能（情報銀行）」のこれまでの取組

- 「情報信託機能（情報銀行）」は、個人の実効的な関与（コントロールビリティ）の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組みであり、その普及により、新規サービスの創出や国民生活の利便性の向上などが期待される。
- 平成29年より総務省・経済産業省合同で検討会を開催。民間団体による情報銀行認定スキームに係る指針である「情報信託機能の認定に係る指針」を平成30年に公表。以降、個人情報保護法の改正など、パーソナルデータの取扱いに係る状況に応じて改定を実施。
- 認定団体（一般社団法人日本IT団体連盟）は認定指針に基づき、認定制度を構築・運用している。

認定情報銀行のイメージ



- 情報銀行は、「第三者にデータを提供し、利活用されることへの不安感」に対応し、信頼性・公益性が担保された特定の事業者によって、本人と同等の判断を実現する“仲介的機能”のガバナンスを通し、個人起点でのデータ流通・利活用が促進されることを目指すもの。

制度発足時の課題意識

- 個人が自らの情報をすべてコントロールすることは困難。また、個人はデータが第三者に渡ること漠然とした不安を感じ、データを提供することに消極的である傾向。
- 個人にデータ利活用によるメリット、便益を目に見える形でわかりやすく示すことが求められるとともに、安心・安全にデータを預けることができるよう、個人を起点としてデータを流通させる仕組み、そして、事業の信頼性を確保するための社会的な仕組みが求められる。



個人のコントロール性を確保するために、適切に信頼できる情報銀行という存在を創設し、個人に代わって適切に個人に関するデータを、実効的にコントロールするために情報銀行に任せるという仕組みが必要。

問題意識を踏まえた論点

- 個人と情報銀行間の契約において、個人情報の利用が本人の判断と同等である、と取り扱える仕組みが必要である。
- 個人に代わり、情報銀行の判断で個人情報の提供を行う際には、自らの個人情報を信託することの契約に基づく合意をとる必要がある。
- 個人に代わり個人情報の管理・利活用を行う情報銀行は、経営・ガバナンス・セキュリティ面等において、一定水準の信頼性・公益性を担保する必要がある。
- 上記を認定するための基準、審査方法、証明、トラブル時の対応など、認定・運用スキームが必要である。

- 前頁で示した論点に基づき、利用者と提供先第三者をつなぐ「情報銀行」が具備すべき機能や基準等を指針で定め、指針にのっとりた形で任意の認定制度が運用されている。

情報信託機能の認定に係る指針

① 情報銀行運営に当たり事業者を求める認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

② 個人⇔事業者間におけるモデル約款の記載事項

個人情報における委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件を示したもの

- ✓ 業務範囲
- ✓ 事業終了時等の扱い
- ✓ 情報銀行が担う義務

※「委任関係」とは、個人に代わって妥当性を判断の上、個人情報を適切に管理・利活用（第三者提供等）することについて、個人が情報銀行に委任する関係。個情法上も、第三者提供に係る有効な包括的同意となるよう整理。

③ 認定団体に求める認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

【参考】認定団体であるIT連盟側による運用

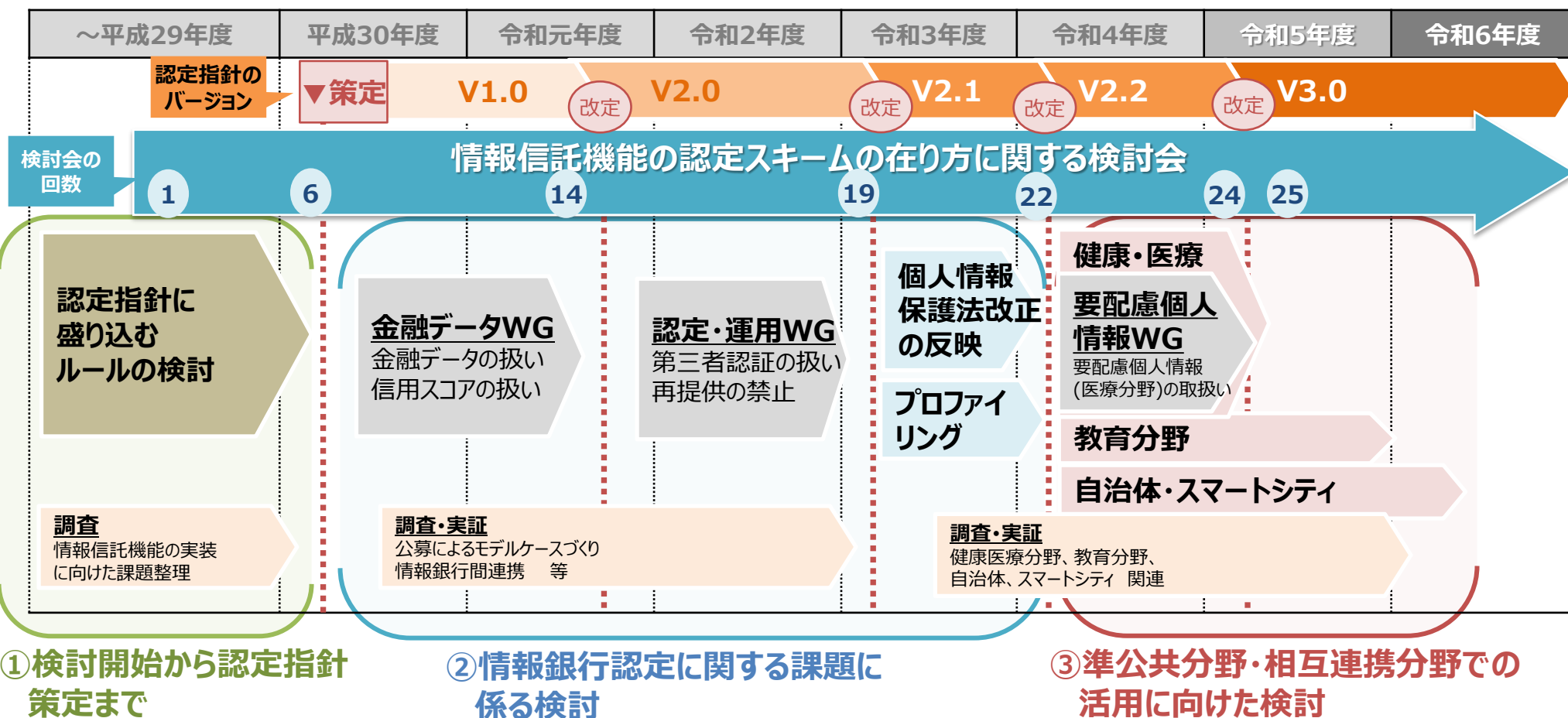
- ✓ 情報銀行認定申請ガイドブック
- ✓ 情報銀行認定審査チェックシート
- ✓ モデル契約約款（対個人、対提供元、対提供先）
- ✓ リスク分析を実施する事業担当者のための教本
- ✓ データ倫理審査会運用GL／審査員のための教本

※個人情報の取扱いに係る状況変化や事業者ニーズ等に応じて検討を実施し、都度認定指針に反映。

- ・提供先第三者からの再提供禁止の例外 等（v2.0）
- ・提供先が第三者認証等を取得していなくても提供が認められる場合 等（v2.1）
- ・要配慮個人情報を含むプロファイリングの取扱い 等（v2.2）
- ・健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い（v3.0）

【参考】過年度の取組状況

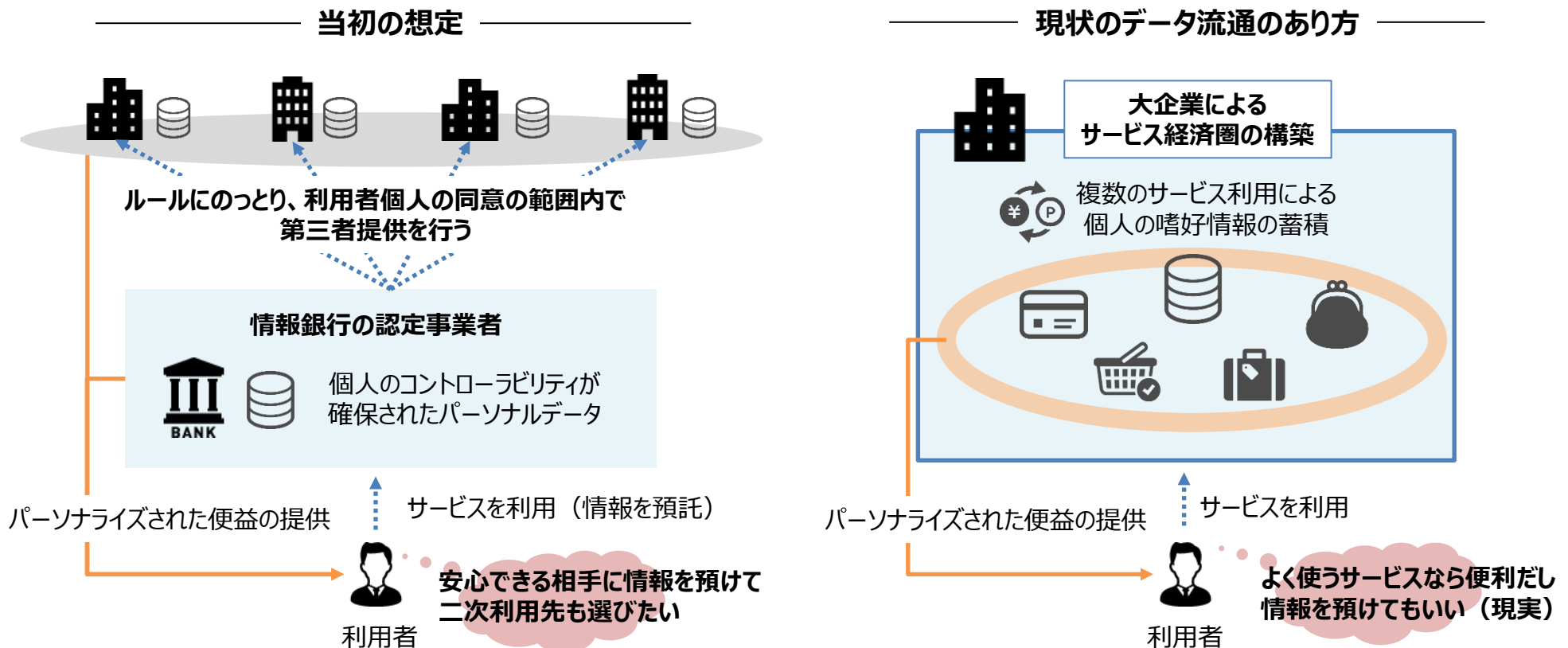
- 平成29年度に検討会を設置し、平成30年度に「情報信託機能の認定に係る指針」を策定してから、情報銀行認定に係る課題に関して整理・認定指針への反映を実施してきた。
- それ以外にも、分野特有のデータ利活用を検討するため「金融データWG」「要配慮個人情報WG」などの分科会を開催。その他、パーソナルデータを利活用するニーズの高い準公共分野（健康・医療、教育等）・相互連携分野（スマートシティ等）での実証を行ってきた。



2. 個人起点でのデータ共有に係る考察

-「情報信託機能（情報銀行）」のビジネス・インセンティブ・ルールについて-

- 企業間のパーソナルデータの流通が活発になることで、パーソナライズされた便益が利用者に還元される、新たなサービスの創出を想定していたところ、パーソナルデータは企業間を流通するよりも、企業内で蓄積される動きとなっている状況。



利用者が「主体的に情報をコントロールしたい」と感じるに値するメリットがなければ、情報銀行が活用されない。
また、機微な情報を扱うためのセキュリティの担保や同意管理の条件分岐など、サービス仕様として維持コストが増大。

- 利用者が安心して認定事業者へ情報を預託することを目的とした認定制度であったが、個人向けビジネスの観点からは、サービスとして成立するものが少なく、結果、認定取得が差別化になりにくい。また、事業者向けの観点でも、インセンティブが乏しく、認定事業者数の増加につながらないと分析。

— IT団体連盟による分析（個人向けビジネスの観点） —

- ・ 利用者は、パーソナルデータを提供・流通させること及びそのメリットに対してイメージできていなかった。
- ・ 情報提供先が認定事業者に支払う対価に見合う価値が不明瞭。

— IT団体連盟による分析（事業者向け認定制度の観点） —

- ・ 認定取得は任意であるため、取得の動機に繋がらない。
（官公庁等の入札資格要件になる等のメリットが欲しい。株主への取得意義の説明が困難）

情報銀行の発足当初に想定していた普及の方向性（IT団体連盟資料より）

個人

何のためにデータを利用するのか？が
分かりやすく明示されるので安心

しっかりした提供先を選定してくれるので
個人情報漏えいしたり、知らないところ
に流通しないので安心

どの情報が今どこに提供されているかが
分かるので安心

いつでも第三者提供を止められるので
安心

情報銀行

生活者の情報を信頼して託せられる
サービス・事業者であることをアピール
が可能



個人情報の流通に関する
生活者の不安を払拭する
“安心・安全のブランド”

情報提供先第三者

なりすましではない本人の情報なので安心

提供される個人情報、しっかり同意が
取れているので安心

安全な方法で個人情報が提供されるので
安心

「情報銀行」のルールを守って取引すれば
漏えい等リスクが少ないので安心

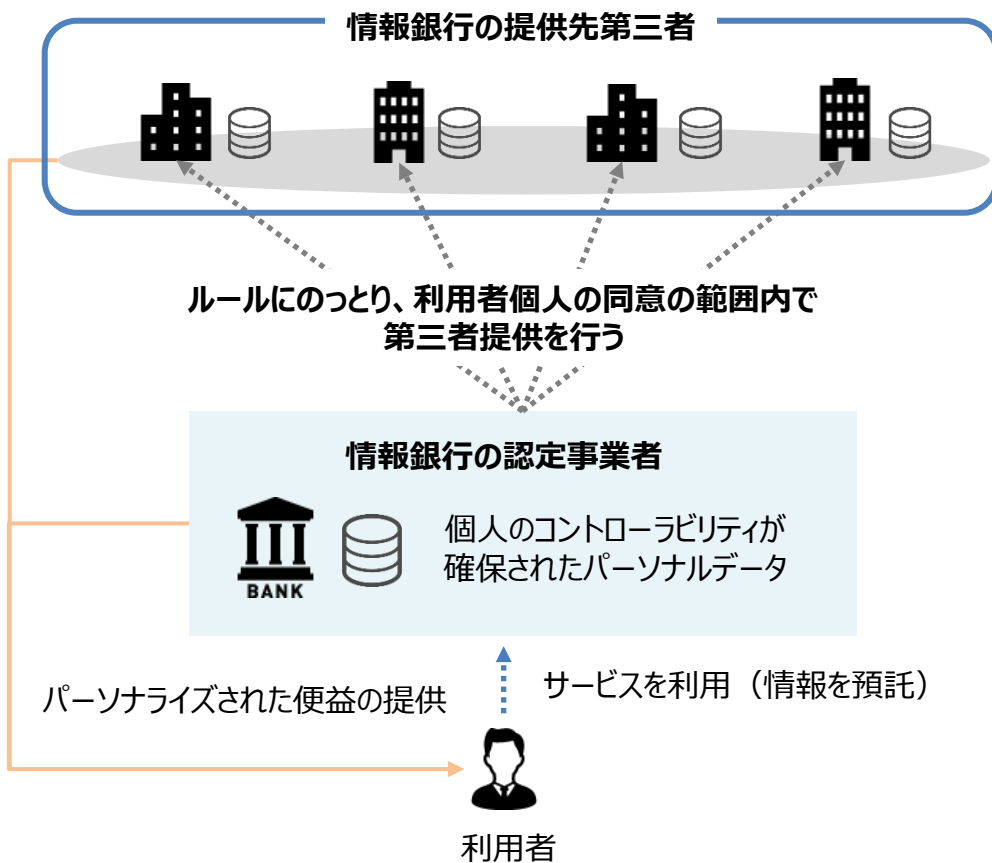
認定制度による事業者のガバナンスの担保が、利用者側の情報を預けたいと思う決定的な要素にならず、事業者の認定取得のインセンティブにつながらっていない。

- 認定事業者 8 社のうち、4 社がサービスインに至ったが、4 社が実証・構想段階で終了している。

	事業概要	認定されていた期間	結果
A社	信託銀行としての信頼性とノウハウを強みとして、幅広い情報を扱う。	2019年6月 ～2023年7月	構想段階で終了
B社	属性データ（年齢、性別、居住地等）に加えて、ポイントを通じて得られる活動データ（ボランティアや健康活動）等をアプリ上で登録し、それらに応じた情報やクーポンを取得することが可能。	2019年6月 ～2022年10月	サービスイン →終了
C社	年齢や年収、勤務先、性格や好み、ライフスタイルなどの情報を先進的なAI技術で分析。個人の信用力と可能性をスコア化。AIスコアを取得した個人がデータを企業へ提供することで対価を受領。	2019年12月 ～2023年1月	構想段階で終了
D社	基本属性や興味・関心事項、行動履歴・予定などを預託することで、サービス事業者から地域のキャンペーン・イベント情報、クーポン、ポイント等の便益の受取が可能。	2020年2月 ～2024年3月	実証事業で終了
E社	企業が保有しているデータ等の様々なパーソナルデータを個人に代わって集約。オファーがあった企業に対してデータ提供すると分析して個人に合ったサービスや便益の受取が可能。	2020年3月 ～2024年3月	サービスイン →終了
F社	アプリを通じて情報提供のオファーがあった企業に対し、趣味趣向、購買情報等を提供することで、コンテンツ、商品、サービス等の受取が可能。	2021年1月 ～2022年9月	サービスイン →終了
G社	保険証書情報を登録し、それらの情報を個人が指定した保険代理店・保険会社（加入保険会社以外）へ提供することで、その対価として個人は便益を得る。	2021年3月～ 2025年3月	構想段階で終了
H社	食事・睡眠・運動等のライフログデータのデータを企業に提供することで、自分の興味・関心に最適な情報、健康状態のスコアリング結果、健康増進に役立つ情報を受け取る。	2023年8月～ 2025年1月	サービスイン →終了

情報銀行は、“仲介的機能”を持つハブとして、企業間のデータ流通や掛け合わせによる付加価値創出も期待されているが、自社内でのデータ活用による広告ビジネスモデルに留まっているものが多い。

- パーソナルデータを取り扱う観点から、情報銀行の提供先である第三者においても、情報銀行と同等の安全水準を求めることや、要配慮個人情報の取扱いを慎重に検討する等、安心安全にデータを取り扱うための制度・ルールの設計と、ビジネスにおける事業者の運用ニーズとの間でかい離。



- 提供先第三者は「利用者から預託された情報を利活用したい」というニーズがあることを想定し、データガバナンスの観点から情報銀行と同等の安全水準を担保するため、以下のいずれかを求めている。
⇒プライバシーマークの取得／ISMS認証
- しかし、提供先第三者が、サービスの形態上、例えば地域の小規模事業者（店舗等）にも提供する可能性がある際には、上記要件をクリアすることが難しく、認定取得を断念した企業もあった
⇒V2.0にて「例外三類型」として、一定の要件を満たす場合は認定を認める緩和を実施
- また、制度発足当初から「健康・医療データ（要配慮個人情報を含む）」の活用等、ヘルスケア領域での情報銀行の期待値は一定程度あったが、特に要配慮個人情報の二次利用等の観点から慎重な検討を継続
⇒V3.0にて、条件付きで、検診等情報のみ取扱い可能とする緩和を実施

情報銀行は、分野やテーマを絞らない“色のついていない”裾野の広い共通ルールとしての性質を持つが、事業分野や事業規模/業態など、個別のビジネスニーズを踏まえたルールの反映が求められている。

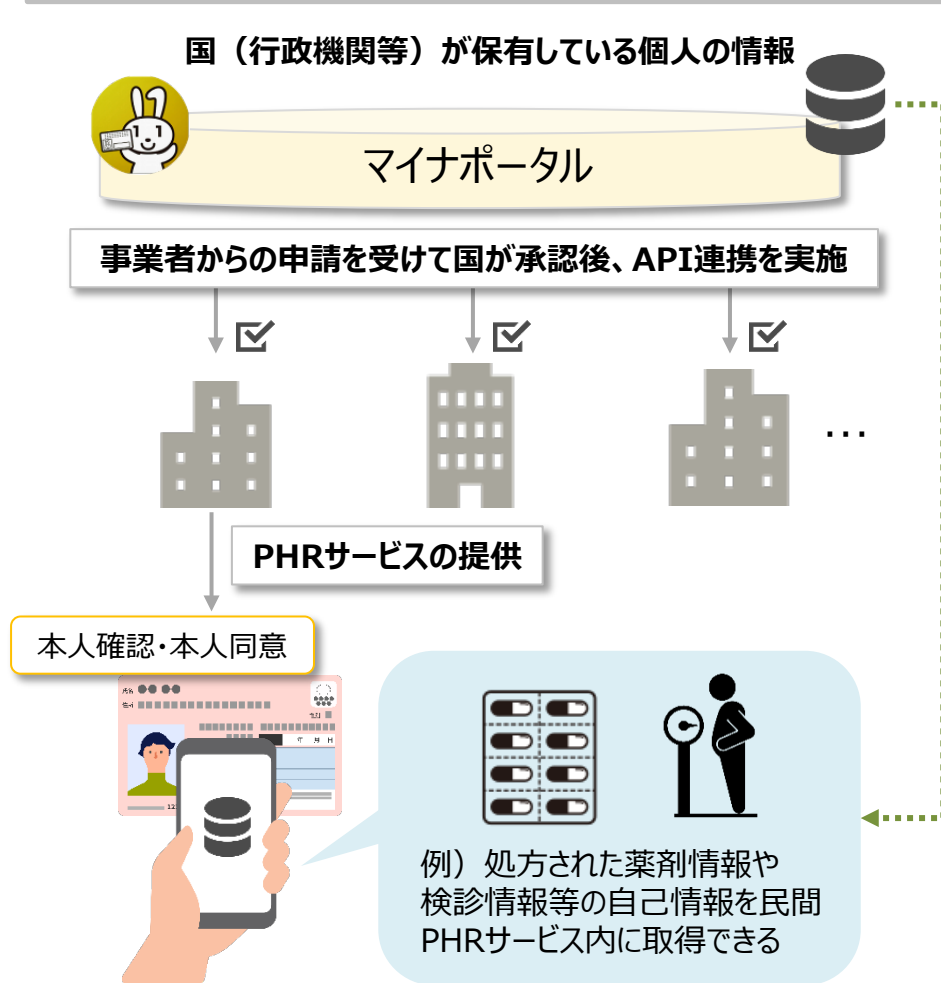
2. 個人起点でのデータ共有の促進に向けて

-マイナポータルAPIと「データ仲介者」-

マイナポータルAPIの仕組み

- マイナポータルAPIは、国民が事業者のサービス等を通じて、行政機関等が保有する自己の情報を取得・利用可能とする仕組み。事業者は、当該APIを活用することにより、自らのサービス利用者の情報を、本人の同意の下で安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能。

マイナポータルAPIの仕組み（健康・医療情報の例）



- マイナポータルAPIへの接続を希望する事業者の承認審査は、マイナポータルを所管するデジタル庁にて行っているが、APIを通して提供される情報項目によっては、関係省庁も交えて実施している。
（例：健康・医療情報等を取り扱う場合は、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守する必要があるため、総務省、厚労省、経産省も共同で審査）
- 現状、マイナポータルAPIを利用して取得した情報を自社以外の事業者も含めて利用する場合は、連名での申請が必須。さらに、代表事業者だけでなく、第三者提供先となる事業者の利用目的等も含め、所定の審査書類の提出を求めている。
- マイナポータルAPIを利用して取得できる国民の情報は、加工を施していない情報であり、機微な情報が含まれるとともに、例えば、検診・薬剤情報は過去5年分のデータが取得可能であることから、正確性・網羅性が高い情報となっている。

- 総務省では、「民間PHRサービスの現状及び民間PHR事業者が診療情報を取り扱うに当たっての留意事項等に関する調査研究」の一環にて、マイナポータルAPIより、本人同意の下、健康・医療情報を取得している全事業者（令和6年12月時点：計33社）に対して、情報流通の観点から実態調査を実施した。

調査手法

事前にWEBフォームにて回答いただき、深堀のため、入力内容について30-45分程度のヒアリングを実施

調査項目（抜粋）

#	具体設問
1	API連携により、サービスへの付加価値・効果・ユーザー体験の向上にどのように寄与したか。
2	利用企画書提出時点の目標数値（利用者数・APIリクエスト数）と現状を比較し、どのように分析するか。
3	マイナポータルAPIを利用して取得したデータを活用し、貴社単独または関連する他社と連携し、いわゆる「プラットフォーム*1」としての位置づけで、ビジネスを行う展望はあるか。 *1）マイナポータルAPIから取得した健康・医療情報を、プラットフォームのAPI連携の申請において特定され、関係省庁からともに承認された第三者に提供するなど、情報提供にあたるハブ機能を担う主体と定義
4	仮に、上記「プラットフォーム」のようなビジネス形態の事業者について、さらに、プラットフォームのAPI連携の申請において特定されていない第三者にマイナポータルAPIを利用して取得した健康・医療情報の提供を許容することについて（*注 現在は不可）、現状の自社サービスの立ち位置を踏まえ、どのように考えるか。
5	APIへの利用申請・審査プロセス、現状の仕様や開発状況を踏まえ、改善要望・コメントがあれば。

- マイナンバーカードによる認証及び本人同意の下、マイナポータルAPIを利用して取得している健康・医療データについて、他業種との連携、他サービスが保有する情報との掛け合わせ等により、データビジネスへの活用を検討したいというニーズが4分の3以上の事業者からあったが、仲介的機能を持つ「プラットフォーム」を許容することにはさまざまな意見がある。仮に今後、当該データの流通拡大によるビジネス創出を目指していく場合であっても、そのガバナンスを担保できるルール・運用のあり方を検討すべき。

事業者からのニーズ



将来的な展望として、下記のような業種・業態の事業者と連携し、ビジネスを行いたい、または行う構想があるという意向があった。

- ・ 保険会社
- ・ 製薬会社、治験支援会社
- ・ 行政機関、大学などの研究機関
- ・ 食品会社、食事管理サービス会社

「プラットフォーム」に対する事業者の見解

積極的推進



- ・ プラットフォーマーを通じて、多くの事業者に広く展開すること自体は、PHRの普及による利便性向上や市場の活性化につながる。

- ・ PマークやISMSの取得が困難である、小規模事業者や規制が厳しい業界からは、第三者提供でマイナポータルAPIの情報取得が可能ならば、連携を検討したいというニーズがある。

慎重に行うべき



- ・ マイナポータルAPIから取得できる情報は機微な情報であるため、適切な利用をしない事業者に渡らないよう、プラットフォーム側も組む提供先事業者を見極める必要がある。

- ・ 健康・医療データは専門家が扱うのが筋であり、一般事業者が安易に取り扱くと危険。セキュリティや倫理面を担保できるなら検討の余地はあるが、無制限に拡大させるべきではないのでは。

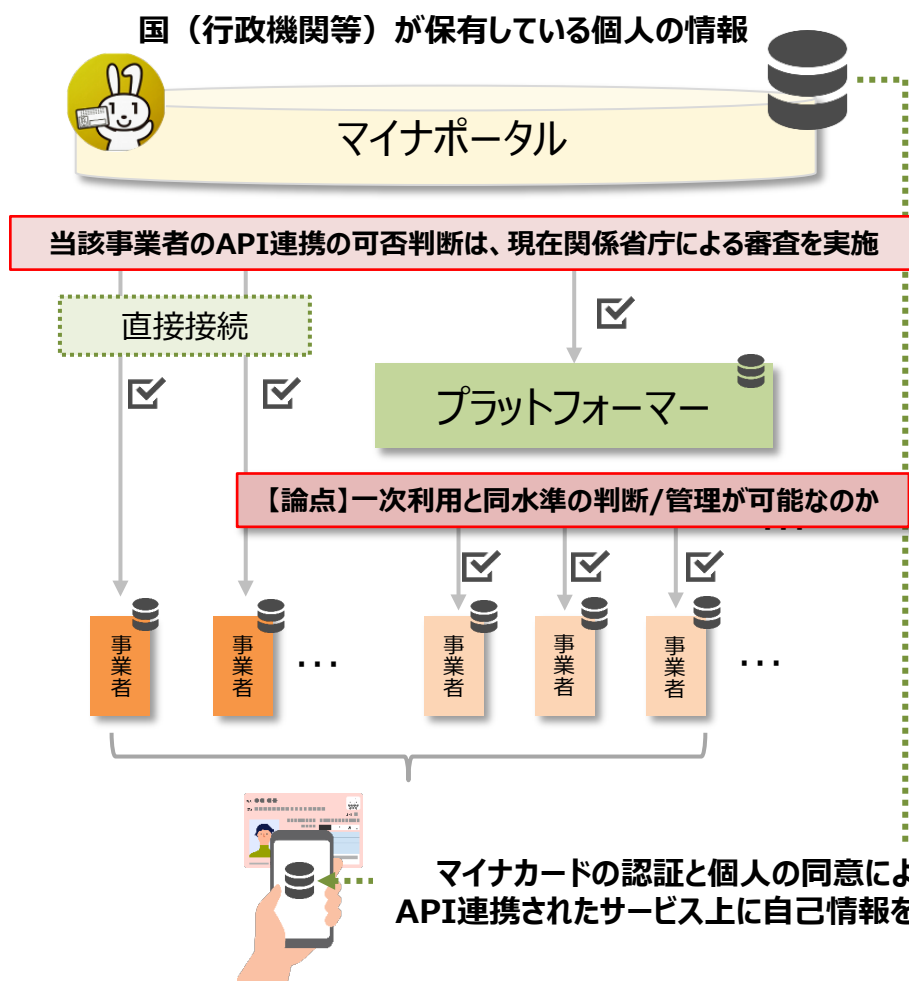
懸念あり

※プラットフォーム：マイナポータルAPIから取得した健康・医療情報を、関係省庁からともに承認された第三者に提供するなど、情報提供にあたるハブ機能を担う主体と定義。

3. 今後の検討方向性について

- マイナポータルAPIを活用したサービスの付加価値創出やユーザー体験の向上につなげるため、情報信託機能（情報銀行）のガバナンスの枠組みも踏まえつつ、データ仲介的機能を持つプラットフォームの位置づけ、情報流通の促進に向けたデータガバナンスについて検討する必要がある。

マイナポータルにおける「プラットフォーム」のガバナンス



- 全ての事業者が、直接横並びでマイナポータルAPIを利用するには、審査や運用等における負荷が高いことも想定。
- 以下の観点も踏まえ、幅広い事業者をつなぐハブ機能を持った「データ仲介者」がどのような場合に許容されるか、また、その際の適切なガバナンスのあり方を検討することが必要。

- ①「データ仲介者」を導入しても、安心安全なデータ流通が担保されるか否か、
- ②全ての事業者が個々に開発をしてマイナポータルAPIに接続する負担、「データ仲介者」からの二次利用方式により、事業者の開発コストが低減できるか否か、
- ③行政機関による全ての接続先の管理監督と、それと同等の管理監督水準や信頼性が担保されたデータ仲介者による管理監督の可否